#### 指導会」 「消費税 課税事業者 開催のお知らせ

忘れていませんか? ご自身が消費税の課税事業者であることを…

## ◇ 消費税は課税売上高が 1000 万円を超えた年の翌々年から申告義務が発生します。 渓

例えば**令和元年分の課税売上高が1200万円だった場合**、令 和3年は課税事業者となります。仮に令和3年分の課税売上高 が730万円であっても申告・納税の義務があります。

もし、ご自身が課税事業者であることを理解していないで、 令和3年分の消費税の申告をせずに、税務署の指摘により期限 後に申告した場合は、本税の他に無申告加算税、延滞税などが 加算される場合があり、負担が増えてしまいます。

令和元年	令和2年	令和3年
課税売上高 1200 万円		課税売上高 730 万円
↓ 令和3年は課税事業者となる		<b>申告・納税義務あり</b> (課税事業者)

基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下であっても、特定期間(その年の前年の 1 月 1 日から 6 月 30 日までの期間)における課税 売上高及び給与等支払額の合計額がいずれも1,000万円を超える場合、当課税期間は課税事業者となります。

### ◇ 令和元年 10 月 1 日より、消費税及び地方消費税の税率が 8%から 10%に引き上げられ、同時 に、消費税の軽減税率制度が実施されております。

適用時期	令和元年 10 月 1 日から		
区分	軽減税率	標準税率	
消費税率	6. 24%	7. 8%	
地方消費税率	1. 76% (消費税額の 22/78)	2.2% (消費税額の22/78)	
合計	8. 0%	10.0%	



### ◇ 帳簿及び請求書等の記載と保存(令和元年 10 月 1 日~令和 5 年 9 月 30 日)

軽減税率の対象品目の売上や仕入(経費)がある事業者の方は、<u>これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請</u> 求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存 が必要となります(区分記載請求書等保存方式)。

令和5年10月1日からは適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されることになっております。

適格請求書を発行するためには、適格請求書発行事業者の登録申請手続が必要です。登録は消費税課税事業者が受けること ができます。登録を受けるかどうかは事業者の任意です。登録申請手続は令和3年10月1日より始まっております。

# 盟催日時

	日時	会場	所在地
11月25日 (木)	9:00 時~15:00 時	大和青色申告会	大和市桜森2-3-9
11月26日 (金)	12:00 時〜13:00 時は 休憩とさせていただきます。	事務局	クリオ相模大塚壱番館 1 F

※ 上記のうち都合の良い日時にご出席ください

- 右記のQRコード または お電話にて 事前予約 をお願いいたします。 ▶申込方法
- 費 無料 ▶参 加
- ち 物 令和元年及び令和2年分 青色申告決算書または収支内訳書、 計算用具、筆記用具、諸帳簿、印鑑



予約ページ QRコード

#### お問い合わせ先



# 一般社団法人 大和青色申告会

〒242-0028 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚壱番館1F 046 (262) 5111 FAX 046 (262) 5113 TEL

